

災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和4年7月4日

件名	頁
1 元受理番号24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情・・・	2
2 元受理番号25 原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」 の早急な具体化を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3 3受理番号14 放射能汚染から子どもの健康を守るための陳情・・・・・・・・	8

(危機管理部)

件名	元受理番号 24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情																																																																														
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課 福祉部 福祉管理課、障がい福祉課																																																																														
陳情の要旨	<p>医療的ケア児や重症心身障害児などの障がい児家族が災害に備えられるよう、貴区議会に下記のとおり陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難訓練時に医療的ケア児などの在宅の要介護者、要介護者を対象とした訓練も行ってください。 2 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置や災害対策冊子の作成など、一般区民同様に災害対策を行ってください。 																																																																														
陳情者等	請願文書表のとおり																																																																														
内容及び経過	<p>1 医療的ケア児とは（厚生労働省ホームページより） 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。 ⇒全国で約2万人</p> <p>2 重症心身障害児(者)とは 重症心身障害児(者)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児(者)をさし、右図分類の1.2.3.4にあたる方が対象。</p> <table border="1" data-bbox="989 884 1436 1344"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>iq</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>身体機能</td> <td>走れる</td> <td>歩ける</td> <td>歩行障害</td> <td>すわれる</td> <td>寝たきり</td> </tr> </table> <p>(東京都福祉保健局HPより)</p> <p>3 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定 <u>医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、家族の離職を防止する目的で、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が可決、同年9月に施行された。医療的ケア児を法律上で明確に定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うこと、保育園や学校の設置者等に支援措置の責務があることが明文化された。</u></p> <p>4 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく都の医療的ケア児支援センターの開設</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をうけ、都道府県が設置主体となっている医療的ケア児支援センターについて、令和4年度中に都内2カ所に開設を予定している。 (2) 都が設置する医療的ケア児支援センターと、区市町村の機能分担はまだ明確になっておらず、検討課題となっている。 						iq						80		21	22	23	24	25						70		20	13	14	15	16						50		19	12	7	8	9						35		18	11	6	3	4						20		17	10	5	2	1						0	身体機能	走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり
					iq																																																																										
					80																																																																										
	21	22	23	24	25																																																																										
					70																																																																										
	20	13	14	15	16																																																																										
					50																																																																										
	19	12	7	8	9																																																																										
					35																																																																										
	18	11	6	3	4																																																																										
					20																																																																										
	17	10	5	2	1																																																																										
					0																																																																										
身体機能	走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり																																																																										

5 足立区における医療的ケア児の状況

令和3年度に実施した区内医療的ケア児の実態調査により、20歳未満で医療的ケアを必要とする91名の状況を把握した。

○年齢別人数と医療的ケアの状況 (令和3年4月1日の状況)

0歳～5歳	40人	吸引	59人
6歳～11歳	29人	経管（経鼻・胃ろう）	54人
12歳～14歳	6人	人工呼吸器管理	47人
15歳～17歳	9人	酸素吸入	35人
18歳以上	7人	気管内挿管・気管切開	34人

(医療的ケアの状況は重複あり)

* 乳児16人、保育園等9人、小学校7人、中学校2人、高校1人、児童発達支援15人、特別支援学校34人、通所施設7人

6 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図ることを目的として、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置した。学識経験者や医療・教育等関係の外部委員15名と区内委員12名で構成され、令和3年度までに計6回開催した。協議内容は以下のとおり。

- (1) 医療的ケア児への支援に関し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図った。大規模水害時の避難や対策など、当事者・関係者の意見を聴取し、区の施策につなげてきた。
- (2) 医療的ケア児の相談は、必要な情報にHPから容易にアクセスでき、オンラインで相談できる方がよいという意見が多かった。
- (3) 保育園で医療的ケア児の受入れが始まり、学校での受入れが次の課題となっているため、別に作業部会を設け検討している。

7 配慮が必要な方々を対象とした訓練

- (1) 足立区障害者団体連合会や、足立区手をつなぐ親の会などと足立区総合防災訓練にて要配慮者への対応訓練を実施。
 - ア 第一次避難所での受付・受入れ訓練
 - イ 第二次（福祉）避難所の開設・運営訓練
 - ウ バスなどを活用した配慮が必要な方々の移送訓練
 - エ 第二次避難所での受入れ訓練
- (2) 区職員が出向し、障がい者団体や高齢者施設、女性団体など各団体の状況や要望に合わせた防災講演会などを実施。

8 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置

- (1) 地震発生時、まずは地域住民にて第一次避難所を開設。
- (2) 第一次避難所と第二次（福祉）避難所は同時に開設しない。
 - ⇒同時に開設した場合、第二次避難所に被災者が殺到してしまう恐れあり
 - ⇒発災直後の対応が困難であることが想定されることから順次開設

- (3) 第二次（福祉）避難所を増やすため、障がい者施設や児童福祉施設などとの調整を推進。
- (4) 第一次避難所内での対応として、配慮が必要な世帯に対して、武道場等の畳敷きの部屋を優先的に充てるよう避難所マニュアルを整備。
- (5) 水害時は第一次避難所と第二次（福祉）避難所を同時に開設できるよう調整中。
⇒第二次（福祉）避難所も浸水危険性が高いことから、区施設などをあらかじめ水害時に開設する第二次（福祉）避難所として準備

9 医療的ケア児などに配慮した災害対策冊子の作成

- (1) 災害対策課にて「あだち防災マップ&ガイド」を作成。
※ 令和4年3月には音声コード付の「あだち防災マップ&ガイド」を作成した。
- (2) その中で要配慮者への支援についても掲載。
- (3) 東京都発行の「東京防災」「東京くらし防災」にも配慮が必要な方への支援について記載あり。

10 避難行動要支援者に対する個別避難計画書の作成

水害で命を失う方をなくすため、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害時に自分一人では避難できず誰かの支援を必要とする方）を対象として、具体的な避難方法や避難支援者等を記載した、個別避難計画書を作成する。

- (1) 避難行動要支援者該当要件
足立区に住民登録があり、かつ以下のいずれかに該当する方を避難行動要支援者名簿に登載（区内約 21,000 人：令和4年3月31日現在）

	要件	備考
1	<u>要介護度3～5</u>	—
2	身体障害者手帳1～2級	—
3	身体障害者手帳3級	<u>福祉タクシー券又は自動車燃料費助成受給の方</u>
4	<u>愛の手帳1～2度</u>	<u>知的障がい者</u>
5	<u>障害支援区分4～6</u>	—

- (2) 計画書を作成する優先区分
避難行動要支援者として該当する方に、区から「災害時安否確認申出書」をお送りし、返信・回答があった方について、優先区分5段階（A～E）に分類し、優先度が高い方から順次作成を進めている。

【分類の流れ】

区から発送した「災害時安否確認申出書」の返信・回答あり



福祉管理課で回答内容を確認



- ・ 自宅の浸水リスクの有無
- ・ 自力避難の可否
- ・ 避難する際の支援者の有無
- ・ 介護・障がいの度合い

→ 左記項目を基に
優先区分A～Eに分類

優先度

高



低

区分	類 型	介護・障がいの度合い
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力避難不可 ・ 支援者無し ・ 度合いが右記に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度4～5 ・ 障害支援区分5～6 ・ 愛の手帳1～2度
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児 	
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力避難不可 ・ 支援者無し ・ 度合いが右記に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度3 ・ 身体障害者手帳1～2級 ・ 身体障害者手帳3級 ※条件有 ・ 障害支援区分4
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力避難不可 ・ 支援者あり 	—
D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力避難可 	—
E	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水しない ・ 浸水するが自宅で避難できる場所有り 	—

(3) 計画書の作成

上記区分のうち、A・Bに該当する方について、区が主体となり、関連する福祉専門職（ケアマネジャー等）と連携・協力を得ながら、1件ずつ訪問し計画書の作成を進めている。

→令和4年8月末（台風シーズン）までの作成を目指す。

(4) 今後の課題

ア 区分C～Eに該当する方の計画作成

→自主的な計画作成に繋げる方策を検討

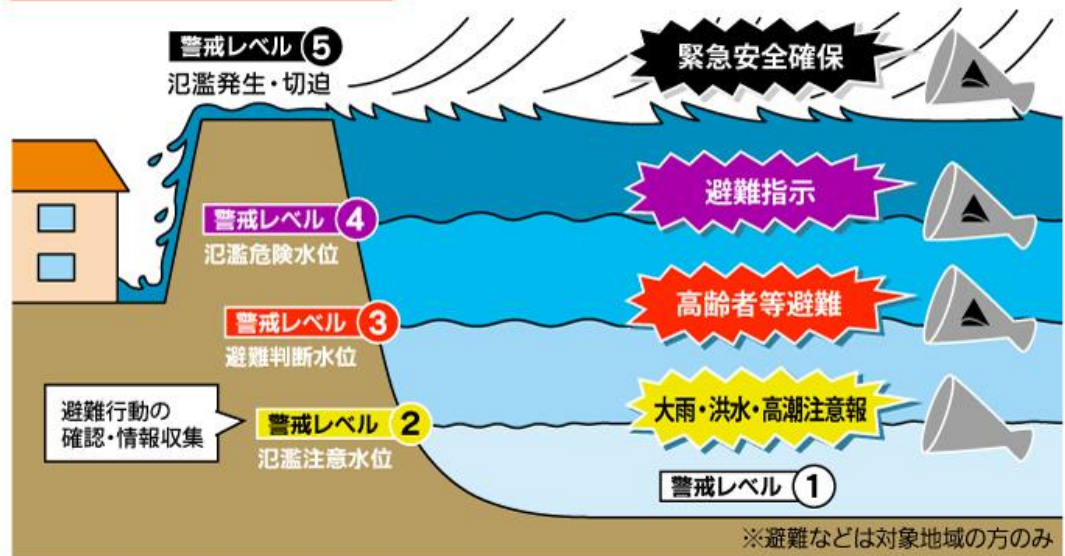
イ 「災害時安否確認申出書」未回答者へのアプローチ

→実態を把握し、真に避難支援が必要な方の計画作成に繋げるため、未回答の方への効果的なアプローチ方法を検討

11 正しい避難行動の啓発

- (1) 震災時は「一時集合場所 → 避難場所 → 第一次避難所 → 第二次避難所」。
- (2) 第一次避難所から第二次避難所には区が移送する。
- (3) 自宅に被害が無ければ、避難所に避難する必要なし。
- (4) 住み慣れた自宅で継続した生活を送るため各家庭での備えを啓発。
- (5) 「震災時の第一次・第二次避難所」「水災時の避難所」の違いを啓発。
- (6) 区が発表する避難情報、警戒レベルに応じたとるべき行動の周知。
 - ※ 「警戒レベル3」で高齢者等は避難開始

河川の水位と避難行動



12 停電時の障がい者等に対する連絡体制

停電発生などの情報を防災センターで受信した際、人口呼吸器の停止等に対応するため、ただちに関係所管に連絡し対応する体制を整備している。

問題点等

件名	元受理番号 25 原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を求める陳情
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課 危機管理部 危機管理課
陳情の要旨	緊急時に足立区がどのように対応されるのか、具体的な指針を策定し提示していただくよう、原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を進めてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 令和3年度修正版「足立区地域防災計画」について 地域防災計画における「放射性物質対策」について、平成29年度版から、以下の修正を行った。</p> <p>2 主な修正内容</p> <p>(1) 第3部「災害予防計画」における修正点 区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態に備え、「区の情報伝達体制の整備」「区民への情報提供等体制の整備」に加え、令和3年度版では「放射線量の把握体制の整備」を記載した。 「放射線量の把握体制の整備」では、以下のデータを活用することにより、平常時の空間放射線量情報を把握し、緊急時対応の基礎データとすることを明記した。 ア 空間放射線量率の定点測定値（区内4箇所） イ モニタリングポスト測定値（都立舎人公園）</p> <p>(2) 第4部「災害応急対策計画」における修正点 災害発生により、放射性物質等の影響が生じた際の対応として、原子力災害対策特別措置法に基づく国、都と連携のうえ、緊急時の空間放射線量の把握及び区民等への迅速かつ正確な情報提供を行う旨を記載した。 また「保健医療活動」を追記し、以下の内容を記載した。 ア 区民等への健康相談窓口の設置及び外部被ばく線量等の測定 イ 国、都と連携した飲食物の監視 ウ 区立小中学校等における給食・牛乳の放射性物質検査</p>
問題点等	

件名	3 受理番号 14 放射能汚染から子どもの健康を守るための陳情
所管部課名	危機管理部 危機管理課、環境部 生活環境保全課、 学校運営部 学務課、子ども家庭部 子ども施設運営課
陳情の要旨	1 保育園、小学校、中学校の給食食材の放射能の測定をせめて月に1回は実施してほしい。そしてその結果を公表し、記録として残してほしい。 2 放射線量の測定を4か所だけでなく大谷田公園や八十町公園など測定場所を増やして、当面広範囲に10か所以上測り、その結果を公表してほしい。 3 子どもが遊ぶ公園などは、放射線量の除染基準を地表5 cm にしてほしい。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 給食の放射性物質検査結果等について</p> <p>(1) 足立区における給食の放射性物質検査結果 足立区立保育園及び足立区立小・中学校の給食の放射性物質検査（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 137、134）については、平成24年1月に実施し、検査結果はいずれも検出下限値（10ベクレル/キログラム）未満であった。</p> <p>(2) 食品衛生法に基づく基準値 平成24年4月から、食品衛生法に基づく放射性セシウムの新基準値が定められ、「飲料水が10ベクレル/キログラム」、「牛乳が50ベクレル/キログラム」、「一般食品が100ベクレル/キログラム」、「乳児用食品が50ベクレル/キログラム」となった。</p> <p>(3) 食品の出荷制限 厚生労働省からの通知により、検査対象の17都県において検査計画が策定され、平成23年3月21日から検査が実施された。現在は、各都道府県においても農産物や水産物の出荷段階における検査体制が確立されている。</p> <p>(4) 都内流通食品の検査 都内で流通している食品の放射性物質検査は、東京都福祉保健局が実施し、検査結果は東京都福祉保健局のホームページで公表している。</p> <p>(5) 東京都学校給食会の検査 東京都学校給食会は、取扱物質の放射性物質検査を定期的に行い、検査結果は東京都学校給食会のホームページで公表している。</p> <p>(6) 給食食材の産地 足立区立保育園・子ども園及び足立区立小・中学校は、食材購入の際、市場で流通している産地の明らかなものを購入している。</p>

また、毎日、各保育園では食材の産地を記録のうえ掲示板で公表し、各小・中学校は掲示板やホームページで公表している。

(7) 園内で栽培する野菜及び果物

足立区立保育園・こども園で野菜等の栽培を行う際は、長期的な雨風等の放射能の低線量被ばくの影響を受けることが心配される地植えは禁止とし、流通している放射性検査基準以下の安全な土を使用したプランター栽培を徹底しており、栽培の都度新しく購入した土に入れ替える等の対策を講じ、実施している。

2 区内の放射能測定地点及び測定結果について

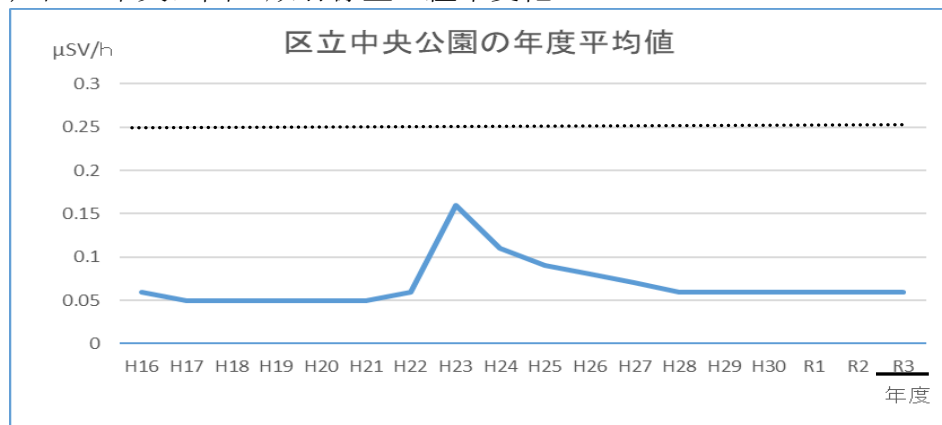
(1) 現在、測定している定点4か所の測定値は、安定して区の指標値を下回っている。

(2) 区内各測定地点の放射線量年度平均値

	区立中央公園			東部保健センター			足立清掃事務所			足立清掃事務所曙分室		
	(中央本町一丁目)			(大谷田三丁目)			(東伊興三丁目)			(千住曙町)		
	100cm	50cm	5cm	100cm	50cm	5cm	100cm	50cm	5cm	100cm	50cm	5cm
平成29年度	0.06	0.06	0.08	0.07	0.08	0.09	0.06	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05
平成30年度	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06
令和元年度	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07
令和2年度	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
令和3年度	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06

- ※ 平成25年より現行の測定地点で実施
- ※ 東部保健センターでは、平成26年9月29日から平成29年7月17日までは、東部保健総合センター（東和三丁目）で測定
- ※ 足立清掃事務所曙分室は、平成26年5月12日から平成26年12月5日までは、千住保健総合センター（千住仲町）で測定

(3) 区立中央公園の放射線量の経年変化



- ※ 高さ100cmの測定値
- ※ 点線は区指標値

内容及び経過

	<p>3 区有施設等の放射線対策について</p> <p>地表面から50cmの高さで、指標値0.25マイクロシーベルト毎時以上の値になった場合、または通報を受けた場合、施設管理者が現場で測定し、同様の指標値になった場合、低減対策を実施してきた。また、高さを問わず、1マイクロシーベルト毎時以上の値を測定した地点については、直ちに立ち入り制限などの措置を施設管理者が行い、測定値が1マイクロシーベルト未満になるまで施設管理者が速やかに低減対策を実施する対策を行ってきた。</p>
問題点等	